

雇 用 契 約 書

あなたと次の勤務条件によって、契約いたします。

雇用契約の期間	雇用期間の定めなし・ 2019年4月1日 から 2020年3月31日まで	
(契約の更新)	更新の有無	自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他 []
	更新の基準	・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 []
就業の場所	姫路本社	
仕事の内容	経理事務	
就業の時間及び 休憩の時間	・始業 [9時00分] ・終業 [18時00分] ・休憩時間 [12時00分 ~ 13時00分 60分間]	
休 日	毎週 [土・日] 曜日 その他 [祝日]	
所定時間外労働	[有・無] 月 15時間程度	
休日労働	[有・無]	
休 暇	1. 年次有給休暇 6ヶ月以上継続勤務した場合 → 10日 2. その他の休暇 [夏期休暇・年末年始休暇]	
賃 金	基本賃金	月給・日給・時間給 [200,000円]
	諸 手 当	通勤 手当 [一箇月の定期代 円]
	賃金締切日 支払 日	末 日締 翌月 15 日払
	昇給の有無	[有・無]
	賞与の有無	[有・無]
	退職手当 の有 無	[有・無]
退職に関する事項	定 年 制	[有 (歳) / 無]
	継 続 雇 用 制 度	[有 (歳 まで) / 無]
	自己都合退職の手続	[退職する 30 日以上前に届け出ること]
	解雇事由及び手続	・解雇の事由については、裏面のとおりです。
相 談 窓 口	人事部長：エムエス 太郎	
そ の 他	・勤務上の注意事項等については、裏面のとおりです。	
年 月 日		
事業所 名 称	_____	
所在地	_____	
使用者 職氏名	_____ (印)	
従業員 住 所	_____	
氏 名	_____ (印)	

[解雇の事由]

1. 次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇する場合があります。

- (1) 心身の故障により業務に耐えられないとき
- (2) 勤務成績、職務遂行能力または能率が著しく不良で改善の見込みがなく、従業員としてふさわしくないと認められたとき
- (3) 極めて軽微なものを除き、職場内における盗取、横領、傷害等刑法犯に該当する行為があったとき
- (4) 会社の休廃止または縮小その他事業の運営上やむを得ない事情により、従業員の削減が必要となったとき

[勤務上の注意事項]

1. 次の事項を守り誠実に勤務しなければなりません。

- (1) 常に健康に留意し、積極的な態度をもって勤務すること
- (2) 自己の勤務上の権限を超えて専断的なことを行わず、上司の指示命令に従うこと
- (3) 安全衛生に関する事項を守って事故防止に努めること
- (4) 常に品位を保ち、会社の名誉を害し信用を傷つけるようなことをしないこと
- (5) 会社の業務上の機密および会社の不利益となる事項をほかに洩らさないこと（退職後においても同様である）
- (6) 会社の車両、機械、器具その他の備品を大切に扱い、許可なく業務以外の目的で使用しないこと、また、原材料、燃料、その他の消耗品の節約に努め、製品および書類は丁寧に取扱いその保管を厳にすること
- (7) 勤務時間中はみだりに職場をはなれないこと
- (8) 遅刻、欠勤、早退等をしようとするときは、事前に所属長の了解を得ること
- (9) 酒気をおびて勤務しないこと
- (10) 職場の整理整頓に努め、常に清潔に保つようにすること
- (11) 所定の場所以外で、喫煙し、または電熱器などの火気を許可なく使用しないこと
- (12) 作業を妨害し、または性的言動により就業環境を悪化させる等の行為、その他職場の風紀秩序をみだすような行為をしないこと
- (13) 前各号のほか、これに準ずる従業員としてふさわしくない行為をしないこと

2. 上記事項に違反した場合は、制裁として平均賃金の半額を減給し、または解雇することがあります。